【課税(非課税)証明書について】

生計を一つにしている構成員の中で、次の条件に当てはまる方は全員証明書が必要です。

※被扶養者の証明書は省略できる場合があります。

1月~3月に申請の場合 前年1月2日以降の転入者のみ必要

○現年度分の課税(非課税)証明書

前年 1 月 1 日時点の住民登録地の区市町村役場より、現年度の証明書を取得してください。自治体により、証明書の名称は異なります。区市町村民税の所得割額が明記された証明書を取得するようにしてください。

4月~6月に申請の場合 前年1月2日以降の転入者のみ必要

○課税(非課税)証明書 ⇒ 前年度のもの

前年 1 月 1 日時点の住民登録地の区市町村役場より、前年度の証明書を取得してください。自治体により、証明書の名称は異なります。区市町村民税の所得割額が明記された証明書を取得するようにしてください。

7月~12月に申請の場合 当該年1月2日以降の転入者のみ必要

○課税(非課税)証明書 ⇒ 現年度のもの

当該年1月1日時点の住民登録地の区市町村役場より、現年度の証明書を取得してください。自治体により、証明書の名称は異なります。区市町村民税の所得割額が明記された証明書を取得するようにしてください。